6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : SAKAI Koji, Vice Director-General Kyushu Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism.

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Construction works of the groyne (Surigahama) at Yunohama area in Ibusuki PortCoast.

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 20 January 2026

⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 11 : 00　2 March 2026 (tenders brought with 11 : 00　2 March 2026 or submitted by mail : 11 : 00　2 March 2026)

⑹　Contact point for tender documentation : Morita Megumi, Accounting and Procurement Division, General Affairs Department, Kyushu Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 2―10―7 Hakata-ekihigashi, Hakata-ku, Fukuoka-city, 812―0013 Japan. TEL 092―418―3345

別表１　本入札手続きに係る期間等

①　入札説明書の交付期間　令和７年12月17日から令和８年３月２日（最終日は17時00分まで）。

②　入札説明書の交付期間（書面により交付を希望する場合）　令和７年12月17日から令和８年３月２日までの（行政機関の休日に関する法律（昭和63年12月13日法律第91号）第１条に定める行政機関の休日を除く（以下「休日等」という。））９時30分から17時00分まで。

③　申請書及び資料等の提出期間　令和７年12月18日から令和８年１月20日まで。

④　入札保証金の納付等に係る書類の提出期間　令和８年２月５日から令和８年３月２日まで（利付国債の提供の場合は令和８年２月18日まで）

⑤　入札書の締切日時　令和８年３月２日11時00分

⑥　開札の日時　令和８年３月５日13時30分

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

本工事は、電子契約システム対象案件である。

令和７年12月17日

支出負担行為担当官

九州地方整備局副局長　酒井　浩二

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　40

○第24号

１　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　令和７年度指宿港海岸（湯の浜地区）突堤（山王川）築造工事（電子契約対象案件）

⑶　工事場所　指宿港海岸湯の浜地区

⑷　工事内容　本工事は、指宿港海岸（湯の浜地区）突堤（山王川）の海上地盤改良工、本体工、上部工及び被覆工を施工するものである。

⑸　工期　契約締結日から令和10年３月17日まで

⑹　本工事は、入札時に技術提案等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型（ＷＴＯ型））の適用工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認することにより、施工内容を確実に実現できるかどうかを審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。

⑺　本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。

⑻　本工事は、ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として法令に基づく認定を受けた企業その他これに準じる企業等を評価する工事である。

⑼　本工事は、主任（監理）技術者や現場代理人として施工経験を有さない技術者（主任（監理）技術者等未経験者）を定期的に指導する経験豊富な技術者（技術指導者）を配置できる「主任（監理）技術者等未経験者育成型（工事）」の工事である。なお、技術指導者の配置については、参加表明書の提出者が選択できるものとし、配置予定の主任（監理）技術者が、２競争参加資格に定める同種工事（地方整備局の発注した工事（港湾空港関係）に限る）の施工経験を有さない場合に技術指導者の配置を行うことができる。

⑽　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。（総合評価に係る技術提案の範囲を除く。）

⑾　本工事は、資料の提出、入札を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。

⑿　本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙方式に代えるものとする。

⒀　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⒁　専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。（入札説明書参照）

⒂　本工事は、低入札価格調査制度調査対象工事に対する取り組みを行う試行工事である。

⒃　本工事は、見積参考資料開示の試行工事である。

⒄　本工事は、契約締結後、総価契約の内訳として、単価等について合意を行う「総価契約単価合意方式」を落札者が選択することが出来る対象工事である。なお、本方式の実施にあたっては、単価等を個別に合意する方式を基本とするが、受注者の希望により、単価を一括的に合意する方式も可能とする。

⒅　本工事は、施工期間中の荒天休止等の実態に基づき、供用係数の精査及び必要に応じて工期の延伸を可能とする荒天リスク精算型の試行工事である。

⒆　本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、ＩＣＴの全面的活用を図るため、３次元データを活用するＩＣＴ活用工事（発注者指定型）である。

⒇　本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionの取組において、ＢＩＭ／ＣＩＭ（Building／Construction Information Modeling, Management）を適用することで、調査・測量・設計・施工・維持管理等の建設事業の各段階に携わる受発注者のデータ活用・共有を容易にし、建設事業全体における一連の建設生産・管理システムの効率化を図ることを目的とするＢＩＭ／ＣＩＭ適用工事（発注者指定型）である。

(21)　本工事は、休日の確保を評価する「休日確保評価型」の試行工事である。

(22)　本工事は、工事期間中の真夏日の日数に応じて熱中症対策に資する現場管理費の補正を行う対象工事である。

(23)　本工事は、港湾建設業等における労働賃金改善に関する取組みを促進するための「労務費見積り尊重宣言」促進モデルの試行工事である。

(24)　本工事は、建設キャリアアップシステム活用モデル工事の試行対象工事である。試行内容の詳細は、特記仕様書によることとする。

(25)　本工事は、工事検査時（完成・既済部分等）を対象に、書類検査に必要な書類を限定し、工事検査の時間短縮や受注者の説明用資料作成の省略により、検査の効率化を進めるとともに、受発注者の負担軽減を図ることを目的とした「検査書類限定型試行工事」の対象工事である。

(26)　本工事は、令和６年度からの時間外労働上限規制を遵守するために現場作業および内業ともに更なる社内外からの支援が必要となることが想定されることから、技術管理費（出来形管理のための測量等に要する費用のうち、「出来形管理のための測量、図面作成、写真管理に要する費用」）、従業員給料手当および法定福利費（現場従業員および現場労務者に関する雇用保険料、健康保険料および厚生年金保険料の法定の事業主負担額）（以下「実績変更対象費」という。）について、港湾請負工事積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難となった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて請負代金額を変更する試行工事である。

(27)　本工事は、国庫債務負担行為に基づく契約の中間年度（契約を締結する会計年度の翌年度をいう。）における請負代金の支払いの限度額（以下「支払限度額」という。）について、当初契約の時点で「０」と設定し、補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった場合に各年度の支払限度額を変更し、前倒しで既済部分払等の支払いを可能とする「事業加速円滑化国債」を採用する。支払条件等については、入札説明書の内容を十分に確認すること。